

通告5番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、4項目について一問一答方式にて、一般質問を行います。

まず初めに、根来公園墓地について。平成17年から使用され15年以上が経過いたしました。使用に当たっては使用料49万7,500円、施設維持分担金12万円を一括納付となっています。

私がここで取り上げたいのは、この施設維持分担金についてであります。12万円という金額は、使用許可から15年間の施設維持分担金として納付され、16年目以降は新たに分担金を納めなければなりません。16年目以降は年間8,000円、この支払い方法について市民の方から相談がありました。

お墓は生きている間に、亡くなったときに困らないようにと夫婦で公園墓地に決めました。15年もの間にパートナーが亡くなりました。自分1人になって歳を重ねていくうちに、突然亡くなって残された子供たちが戸惑わないようにと墓地の権利を子供たちに変えました。当然16年目以降の施設維持分担金の支払い通知は、子供さんへ送られます。

ところが、子供たちは県外在住でした。この支払いに至っては、基本市役所出納窓口へ納める方法を取っており、どうしても振込をという場合は、指定金融機関での支払いは可能となります。そして指定金融機関が近くにない場合は、使用者が手数料を払う形で振込を行う方法を現在取っています。

いずれにせよ、市に問合せをしなければならない状況です。しかもコンビニ払いはできません。この支払い方法で使用者の利便性が図られるのかが疑問に感じます。公園墓地の使用権利を持っている方は、今後市内だけに限らず県外の方が持つ可能性も出てきます。毎年維持分担金の支払いが生じてくるのであれば、対策を打つべきと考えます。

そこで施設維持分担金の支払い方法に問題はないのかをお聞きします。

次に利用者の利便性を図るため、支払い方法に選択肢を求めますが、いかがでしょうか。お答えを求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市來議員ご質問の1番目、根来公園墓地について、一括してお答えいたします。

根来公園墓地の施設維持分担金の徴収につきましては、根来公園墓地設置及び管理条例に基づき、当初の使用許可申請時に15年分として、12万円を前もって納付していただき、使用許可から15年経過後は、毎年度8,000円を納入していただいております。

議員ご質問の施設維持分担金の支払い方法については、岩出市が指定する納入場所である岩出市役所出納窓口、岩出市指定金融機関及び岩出市収納代理金融機関において、納入していただいておりますので、問題は生じておりません。

しかしながら、一部の使用者の方から使用者の継承や転居などにより、本市の指定する納入場所での納付が困難であるなどの意見もいただいているところでございます。税やその他の料金などの徴収方法については、コンビニ収納やウェブ決済など多様化が進んでいる中で、根来公園墓地も販売開始から18年が経過し、今後施設維持分担金の再徴収対象者は、年々増加してまいりますので、墓地使用者の利便性の向上など、ニーズに対応できるように、効果的、効率的な徴収方法の導入を進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 二つ目の質問は、国保税について、新型コロナの影響を受けて。

新型コロナウイルスの感染拡大で、収入が3割以上減った世帯向けに、国民健康保険料を減免する特例措置がございます。この特例措置は減収となった人の救済策として、2020年に始まりました。1年間の収入が前年度に比べ3割以上減少する見込み、また前年度所得が1,000万円以下など要件を満たすと、保険料が減免されます。しかし、この制度が今一部所得のある人が免除される一方、所得ゼロの人には納付義務が生じる逆転現象が起きていると、毎日新聞にも掲載されておりました。

記事から紹介しますと、例えば20年の所得が300万円で、21年の収入が3割下がる見込みなら、国保料は全額免除されます。しかし、20年の所得がゼロで21年の見込みもゼロな場合、前年より所得が下がったとされず、特例対象とはなりません。ゼロなのにですよ。

国保税の資料のここに、今回は資料を先にお配りさせていただいておりますので、この資料の質問の2の国保税について見ていただきたいと思います。この、囲み部

分でまず減免額の試算式、これは年間保険料掛ける世帯全員分の前年所得分の主な生計維持者の前年所得で、掛け算をして免除される額が出てきます。で、こちらでいう例えば、今年の国民健康保険料が20万円で、同一世帯でほかに収入がない場合は、20万円掛ける300分の300イコール1ですね。で、20掛ける1で20になれば、この全額免除されることになるわけです。

下の部分は、前年度所得がゼロ円、もしくはマイナスの人は、20万円掛けるゼロ分のゼロ、イコールゼロなんで、20掛けるゼロはゼロとなって、これ減免額の試算ゼロとなって免除されないということになります。特例対象外となり当然保険料がかかってくるわけですから、払わなければなりません。

こうした状況に、直面している市民がいるのではないか。全国でも各市町村に問合せやまたこういう逆転現象に対して、声が上がっているというふうなことも聞いておりますので、岩出市民の方がこういう状況に直面しているのではないかという観点から質問を行います。

まず、2020年度の減免実績についてお聞きをいたします。

二つ目は、特例対象にならないケースや問合せ件数について、お答えをお願いしたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問の2番目、国保税について新型コロナの影響を受けての1点目、2020年度の減免実績は、についてであります。令和元年度分の減免が42件、114万600円、令和2年度分の減免が85件、1,780万8,700円となっております。

次に、2点目、特例対象にならないケースや問合せ件数は、についてありますが、まず減免の要件は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上となることが見込まれる場合で、かつ前年の事業収入等に係る所得額がゼロ円ではない場合などがあります。このため、前年の事業収入等に係る所得額がゼロ円である場合など、減免の要件を満たさない場合は、減免の対象外となります。

また、国民健康保険税の納付相談で減免など、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせの件数は、令和2年度では述べ487件、令和3年度では8月末で述べ161件となっております。前年の事業収入等に係る所得額がゼロ円である場合等の問合せもございましたが、内容ごとに集計はしておりません。

○福山議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、先ほども制度についておっしゃっていただいたんですが、この特例措置の逆転現状について、市の見解をお聞かせ願いたいと思います。前年の所得から減ってないから、減免対象にならないということなんですが、言うたら所得ゼロなんですよ。ということであれば、その所得がある人は減免されて、所得がない人は減免されないという仕組みがもうでき上っちゃてると。で、実際にはそういった相談もあるという話です。であるならば、やっぱりそういう逆転現状について、私は2019年の所得を基準に行うべきでないか、このことを国に働きかけるべきではないかと、そういう必要があるのではないかとというふうに考えていますので、2019年の所得を基準にするよう、国に働きかけが必要ではないかということに対する考えをお聞かせください。

コロナ感染の終息というのが、これ見通せない中で、さらにこの冬には第6波が来るのではないかととも言われています。この来年度もこの減免制度の継続、これを国に求めるべきではないか。でなければ所得がない人にも国保税がかかってくるということ自身に、税金かかっても減免されないということ自身、やっぱり問題があると思いますので、こうした減免制度の継続を国に求めるべきではないかと考えますので、その点についてもお聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 まず、再質問でこの逆転現象に関する市の見解ということなんですけども、この減免制度につきましては、あくまでも国の基準に基づく減免制度ということでございますので、市としては独自に減免制度をつくるという考えはないんですけども、当然議員おっしゃるように、その2019年度をコロナ前を基準にしたほうがよかったのではないかとというふうなコメントが、新聞のほうにもコンサルタントの研究員の意見としては載っておりましたので、理解はできないことはないとは思っております。

ただ、あくまでもこれは国の制度、制度設計上の問題ということで、前年の所得の増減、減少幅に基づいて、減免を決めるということで、そのシステムに沿って事務処理をしていきたいというふうに考えております。

また、コロナが今後も続くので、来年度令和4年度もこの減免制度が続くよう、国へ要望すべきというところなんですけども、令和3年度分についても、特に国へ

要望したというアクションというのはいしておりませんので、令和3年度が始まる直前まで、この減免制度があるのかどうかというの、国から県を通じてアナウンスもされておりましたことありまして、令和3年度が始まってから、やっと令和3年度分の減免が行われるということを知ったようなところもありますので、令和4年度についても、国のアナウンスを待って対応していきたいというふうに考えてはおります。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 部長は国の基準だからという形で、多分答えられてると思うんです。で、国の形であったとしても不公平感を感じませんか。この制度について。所得がある人は減免措置が受けられ、所得がないにもかかわらず減免がないんですよ。所得ゼロの人が減免を受けられないということなんですよ。不公平感というのはどう捉えられますか。この観点ちょっと聞かせてください。いつも国保税については、不公平感のこともよく語られますけど、この点についてどう考えますか。

というのと、私は市独自で考えていないということに、大変残念だなと思うんです。というのは、当然2019年度と比較して、3割以上減収の人への独自減免というのを、やっぱり市としても考えなくては、ゼロ円の方もいらっしゃるということであれば、やっぱりそういう人たちを救わないと、払っていけないというような形にならないのかという観点があるんです。であるならば、市として独自で減免施策を取り組むべきです。

で、その来年度の減免制度の継続についても、国のアナウンスを待つというふうによく言われるんですけど、実質市民と対等に窓口で国保税についても、きっちりやり取りされているのは現場なんですよ。市町村なんですよ。その市町村が市民のために声をしっかり上げていくということは、市行政として大切なことじゃないでしょうか。国のアナウンスを待つのではなく、市民の現状からそのことを国に対して物を言っていく、そういう行政の在り方を私は求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 まず、不公平感ということに対しての考えというふうに求められてるんですけども、令和3年度の減免が受けられない方は、受けられないというこの新聞のコピーのケースは、令和2年度の所得がゼロだったという方で、この方、

令和2年度の国保税については、令和元年度の所得に対して3割以上減っているから、減免は恐らく受けられていたんだろうなというふうに思います。で、その方が令和2年度の所得がゼロで、令和3年度の所得の見込みがゼロの場合は、結局計算式としては掛ける数字がゼロになってしまうので、減免の対象外になるということになるので、気の毒という気持ちは正直私もあります。この日本総研の方が言っているように、気の毒であるというふうに私も思うんですけども、これはやはり制度設計上、前年の所得を比べるというふうな税制上の仕組みを基にしているものなので、今のところはこのシステム、計算方法に従わざると得ないというふうには感じております。

そして、この市の独自で減免制度を設けるべきではないかというふうに言われているんですけども、減免をするということは、当然その財源が必要になるということで、令和2年度の保険料の減免につきましては、国の交付金と補助金を合わせて財源が補填されたわけなんですけれども、令和4年度の分については、まだ何も国から制度を行うというふうな案内もありませんし、それを先走って市のほうで減額するということになりましたと、ほかの被保険者、個々の被保険者の方の負担増につながるということにもなりますので、それはやはり行うことは適切ではないというふうに私は考えます。

国保税の決定については、市の運営協議会のほうで話し合っ、議会の議決を経て課税するんですけども、やはり事務局としてその分を原案に出すことは、積極的には出すつもりは今のところありません。

令和4年度の分で、保険料の減免の要望ということなんですけども、基本的には和歌山県の市長会を通じて、近畿市長会、それから全国市長会の要望へとつなげておりますので、そのような中身で他の市の動向も注視しながら、考えてはいきたいなというふうには思います。

○福山議長　これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員　次に、国保税について、こちらは子供の均等割の軽減についてであります。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人でも保険料は変わりません。しかし、国保税は家族の数が増えるごとに、保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世帯など、家族の多い世帯

の保険料を高騰させる重大要因となっています。加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯ほど負担増となるものは、子育て支援の逆行だという批判が高まり、全国知事会をはじめ、地方団体からも見直しが要求されてきました。

そして過去には、私のこの子供の均等割についての一般質問においても、中芝市長も、全国市長会において子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割保険料の軽減を支援する制度の創設について、国に対し要望しているとお答えになっていました。そしてようやく国も動き初め、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として国保制度において、来年度から子供の均等割保険料を軽減する方針となりました。対象は全世帯の未就学児、未就学児に関わる均等割保険料その5割を公費により軽減、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で負担となります。一步前進ではあるものの未就学児に限られており、子供の貧困対策にも子育て支援にも不十分であると言わざるを得ません。

そこで、対象年齢の拡大と財源を全額国で確保することを国に求めていく考えについて、お聞きをしたいと思います。

二つ目は、市独自で15歳まで均等割5割の軽減を実施した場合、どれだけの財源が必要なのかをお答えください。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3番目、国民健康保険税について、子供の均等割軽減の1点目、対象年齢の拡大と財源を全額国で確保することを国へ求めていく考えは、についてではありますが、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学の子供を対象に、国民健康保険税の均等割を5割公費により軽減することが決定しております。

子供に係る国民健康保険税の均等割軽減に関しましては、本市も加盟している近畿都市国民健康保険者協議会から国に対して、国民健康保険に関する要望書を提出しており、その中で対象年齢の拡大と、国民健康保険税の軽減相当分を国が支援するよう制度の創設を要望しているほか、近畿市長会に対し和歌山県市長会を通じて、子供に係る国民健康保険税の保険料保険税を軽減する支援制度の拡充についての要望議案を提出しており、本市から国や関係機関に対して、制度拡充の実現に向けた働きかけを行っております。

次に、2点目、市独自で15歳まで均等割5割の軽減を実施した場合、どれだけの

財源が必要かについてであります。現時点における7歳から15歳までの国民健康保険に加入している就学児童生徒数679人で試算しますと、令和3年度現行の国民健康保険税を構成する課税区分のうち、国民健康保険加入者全てに課税する医療給付費分及び、後期高齢者支援均等分に係る均等割合計額3万4,600円に対して、5割軽減を適用した場合の軽減税額は、1人当たり1万7,300円となりますので、対象者679人に均等割5割の軽減を実施した場合の軽減税額総額は、1,174万6,700円となります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、今回の均等割の国の軽減について、市長にお聞きをしたいと思えます。この国の対応について十分であるのか、十分な対応であると考えているのかについてお聞きをしたいと思えます。

二つ目は、今回の制度で減免のための財源、市負担分は他の被保険者などが負うことになるのか。要は軽減された分ですね、その市が4分の1を出すこととなりますが、その部分の保険料、その部分の軽減された部分、均等割軽減された分はどこが負うことになるのか。これについてお聞かせをください。

それから、今回対象となっている未就学児の被保険者数と世帯数について、お答えしていただきたいと思えます。15歳までの実施について、約1,000万円弱ですか、かかるというふうにおっしゃいました。私はこの実施については、法定外繰入で実施を行うべきであると考えています。というのは、やはり子育て世代の支援という点からも、ましてや今回は国がやったのは未就学児だと、それをもって子育て支援に大きな支援策となっているのかというのは疑問に思っています。やはり15歳以下の子供たちの部分については、しっかりと見ていく必要があるのではないかと。その点で法定外繰入で実施を求めたいと思えますが、この点についてお答えをしていただきたいと思えます。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再質問にお答えをいたします。

子供の均等割軽減につきましては、先ほど担当部長から答弁いたしました。国民健康保険税につきましては、制度の趣旨である負担と給付の公平性から、加入者全ての方に応分の負担を求めることが妥当であると考えています。

生活福祉部長。



○松尾生活福祉部長 再質問のまず、今回令和4年度に制度化される市の4分の1については、どこが負担するのかというご質問ですが、その分は市の一般会計のほうから法定繰入がされます。それから、その令和4年度に減免が行われる未就学児の人数ですけれども、今現在手元に数値を持ち合わせておりません。後でご報告させていただきたいと考えております。

また、最後に15歳以下のいわゆる高校に入るまでの中学生以下の子供さんの分まで、この減免子供の均等割減免を導入した場合は、市の法定外繰入で補填すべきではないかというご質問ですけれども、この件に関しては、やはり国保の被保険者の負担の問題でありますので、一般会計のお金、被用者保険、健康保険組合とか、協会健保等に参加されてる方から、国保への二重の負担を求めることになりますので、法定外繰入については考えてはおりません。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今回の件で、とりあえず財源について一般会計から法定内繰入を行うということですが。15歳までの実施のやつについては、一般会計から繰り入れしてやったりすると二重に負担がかかったりというふうに、税の公平性の観点からいうと、今回の制度の改正でも結局一般会計からお金を入れて、法定内という形で繰り入れてでもやるわけですよ。であるなら、やっぱり全額国で見てもらうように強くやっぱり声を上げていくべきだと考えます。

で、なければ市がいう税の公平性、もちろん市長がおっしゃった応能負担という部分も含めてですけど、公平性の観点からいっても、これちょっと変なんですよね。であるならば、しっかり国に財源をこれについては、お金を国で全額出すことを強く求めていくという形を取るべきだと考えますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

例えば15歳まででしたら、人数が多いという問題で例えば1,000万円弱でもできないとおっしゃるのであれば、未就学児の均等割をゼロにする方法だってあります。独自でやっている自治体も、やっぱりこれは子育ての支援策で子供が多ければ多いほど、この負担が生じてくるというこの制度の問題について、独自に解消しようという自治体もたくさんこれまでもありました。そういう自治体を見習って岩出市でも国が未就学児までやっているけど、さらにその上をやっていくという方法を取れると思います。そうした積極的な対応をしていくお考えを最後に求めて、この質問を終わりたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の再々質問にお答えをいたします。

議員からご提案がありました子供の均等割軽減施策につきましては、国が制度改正等財政支援の拡充によって行うべきものであり、市といたしましては、引き続き持続可能な制度の構築や支援制度の創設に向け、全国市長会などを通じ国への要望を続けてまいりたいと考えております。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 現行の未就学児の課税部分を、ゼロにすべきではないかというご意見なんですけども、国保の制度においては、子供さんも含めた応益割を徴収することによって、歳入の確保を取るというシステムを取っておりますので、国も均等割を廃止するということは考えてはいなくて、その分を子供さんの均等割を半分公費でみる、残りの半分を県と市でみるという制度設計を取っておりますので、ゼロにしてしまうと、そのゼロにした部分を残りの被保険者の方に負担を求めていかざるを得なくなりますので、この部分については現行の制度を理解していただくしかないというふうに考えております。

○福山議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 独り親世帯への支援について質問を行います。

独り親世帯の子供の貧困問題が深刻化しています。コロナによってさらに貧困問題が浮き彫りになってきました。支援対策を打たなければ犠牲になるのは子供たちです。そこで岩出市の現状から見ていきたいと思えます。

こちら資料をつくっておりますので、参考にしていただけたらと思えます。資料1から4までは、第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画の令和2年1月時点で出されている資料に基づいてつくっています。

この資料1では、世帯数と平均世帯人員の推移です。世帯数は年々増加していますが、1世帯当たりの人員は減少していることが分かります。当然この中には高齢化で単身になったりということや、新興住宅ができて逆に1世帯当たりの人員が減っているということは、その高齢者世帯が増えてというか、独り暮らしが増えてるとい部分も見えます。新興住宅地が増えるから世帯数も上がっていくということと同時に、離婚などによっても世帯が分かれ、岩出市に住み続けることで、世帯が増

えていくというものなのかどうかも、今後見ていかなければなりません。

資料2では、世帯構成の推移です。ここで見ていただきたいのは独り親世帯、これは平成7年から平成27年となっていますが、平成7年独り親世帯224世帯が、平成27年では2,141世帯と約10倍急増しています。

その内訳として資料3があります。独り親世帯の状況、独り親世帯2,141世帯の内訳として、父子世帯307世帯、母子世帯が1,834世帯、この中にも書かれておりますが、困窮のリスクが高いとされる母子世帯の割合は、一般世帯全体の8.8%となっています。

そして、資料4は婚姻、離婚数の推移です。平成27年以降これは平成29年までですけれど、離婚数が27年以降増加していることが分かります。こうした状況からも、独り親世帯が年々増えているのではないかとということが危惧されるわけです。

次に直近の数値、離婚率や年齢別、同居期間別、離婚の件数や子供の有無など、全国ではどのような状況になっているのか、直近の数字が知りたいと思い調べてみました。資料の5から7は、人口動態統計2019年を基に作成しています。2020年度のやつは、9月の10日の日に発表されておりますが、この資料作成時には間に合いませんでしたので、使用しておりません。2019年度を基に作成しています。これは市内の状況ではなく、全国の状況です。

資料5は離婚率、年齢別の表を見ると、大体男性、女性ともに25歳から30代と大変若い層が多いということが分かります。

資料6では、これは同居期間別離婚件数です。5年から10年、10年から15年が上位にきており、子供さんがいた場合、幼児期から学童期頃に離婚に至るケースが多いのではないかとということが、考えられます。

そして資料7は、子供さんの有無別離婚件数です。圧倒的に子供さんがいらっしゃる方々の離婚件数が多いことがこの資料で分かります。

こうした全国の状況から見ても、岩出市の独り親世帯、若い層での離婚、子供がまだ小さく子育ての大変な時期での離婚というのが考えられます。独り親世帯への支援策は、市も様々な対策これまでも講じてきました。また、コロナ禍による給付金などの支援も行ってきました。

私が今回ここで問題としたいのは、養育費についてであります。独り親世帯が貧困に至る大きな要因の一つに、養育費不払いがあります。厚生労働省の平成28年度全国独り親世帯等調査報告書によれば、独り親世帯の多くは離婚が原因となっており、母子世帯では42.9%、父子世帯は20.8%しか養育費の取り決めを行っていません

ん。取り決めを行っていても実際に受け取っているのは、母子世帯の24.3%、父子世帯の3.2%に過ぎない状況も分かっています。養育費は、夫婦間の問題だけではなく、子供の権利であり、子供が健やかな成長をするために必要な費用となります。

そこでまず、市において養育費を受けている割合、どのようになっているのかをお聞かせください。

二つ目は、離婚に関する相談窓口と相談支援体制についてお聞きをいたします。そして、現在の支援策と今後の課題について答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の4番目の1点目、養育費を受けている割合についてですが、市が養育費の受給を把握している児童扶養手当受給世帯では、令和3年3月末時点で728世帯中127世帯、17.4%となっています。

次に、2点目の離婚に関する相談窓口と支援体制、3点目の現在の支援施策と今後の課題について一括してお答えします。本市におきましては、子ども健康課に専門的研修を受講した職員を母子支援員として配置し、離婚前、離婚後にかかわらず、子育ての悩みをはじめ、生活の悩みや不安に対する相談、DV相談、経済的自立に向けた相談などを行っているほか、相談内容によっては、各専門機関や関係部署への引継ぎも行っています。

具体的な支援策につきましては、経済的な支援策として児童扶養手当の支給、母子、父子、寡婦福祉資金の貸付けの相談及び受付を実施しています。就業支援策として高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給、独り親高等学校卒業程度認定試験合格支援を実施しています。生活、子育て支援として、独り親家庭の医療費の助成、母子生活支援施設措置事業などを実施しています。現在、新型コロナウイルス感染症の影響や、養育費を受けていないなどの理由により、経済的に厳しい状況に置かれた独り親家庭が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題となっております。今後も独り親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整備しながら、生活や仕事などについて支援していきたいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど市において、養育費を受けている割合のほうを聞いてまいりました。これ相談になった場合というのはつかみやすいと思うんですが、全く相談に来れなかったりという、養育費の取り決めをやっているかやっていないかも含めて、

なかなかつかみにくい問題なんです。でもつかんでいるだけでも、全国から見ても岩出市は低い状況になっているということが分かりました。

まず、今法務省が子供の健やかな成長のためにと、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」というパンフレットを出しております。この手引きに市町村窓口において、離婚届用紙を取りに来られた方に、同時に交付することとしているというふうに書いてあったんです。実際、そうした活用を市でも、この活用し配布しているのかという点をお聞きしたいんです。

このパンフレットの中には書いてあるんですよ。離婚の届けを取りに来られたときは、市町村窓口でこれを渡しますとあってね。法務省が出してるやつです。で、この活用というのは、やっぱり離婚されるときって、いろんなもちろんケースによって、ちゃんと話合いができるところもあれば、できないところもありますよ。ただ、知ってるのと知らないとは全然違う。少しでも情報を出していくということは大事なことだと思うんです。で、これを活用しているのか、これをお聞きをしたいと思います。

で、明石市などでは、この父母が子供の養育費や面会交流などのことについて考えていることを書き留めておくメモ、話合いの際の参考となる子供養育プランや子供の養育に関する合意書などというのを作成しています。これはほかの自治体でも明石市がつくったことによって、全国に広がっていつているんですが、これをつくって離婚を考えていらっしゃる方とかに渡すというような形で、離婚は親の問題であっても子供から見たらお父さんとお母さん、その子供を健やかに成長するに当たるために、どういうふうにお父さんとお母さんがきちんとやっていくのかという部分を、確認し合えるためにつくられているものです。こうした合意書などを作成する参考にしてはどうかと考えますので、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

そして、各自治体が養育費確保の支援事業を開始してきています。和歌山市はこの9月から、独り親家庭の子供が養育費を確実に受け取れるように、養育費に関する公正証書等の作成費を補助する取組を始めました。養育費に関する補助額は、対象経費の全額上限額3万円で補助するというふうにプレス発表がされております。で、岩出市でもこうした取組を行ってはどうかという点です。さらに、養育費の保証契約促進事業などを行っている自治体もあります。これは養育費の保証契約、相手が養育費を支払ってくれなかった場合、保証会社が相手に代わって立て替えるサービス、この保証会社との契約を締結すると補助が受けられる仕組み、こうしたこ

とを独自の自治体で多くのところがやられており、しっかりと養育費を確保するために支援策を行っているということです。

こうした取組を行いながら、しっかりと支援、サポートしていく。このことが子供の貧困対策だったり、子供たちの成長に少しでも力になるということを考えれば、ぜひできるのではないかと考えますので、この点についてお聞かせを願いたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再質問にお答えします。

先ほどおっしゃっていただいた、子供の健やか成長のためにということで、法務省が出されているこちらでよろしいですかね。これにつきましては、離婚届と同時に配布させていただいております。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問のまず、法務省のリーフレットですけども、それについてはもう配布をしております。また、和歌山市が行っているその養育費確保支援の事業ですけども、まず独り親家庭にとって養育費が保証されるということは、経済的に安定し自立支援の充実につながることから、養育費の確保支援の必要性は十分に認識はしております。

岩出市におきましては、まずは相談の機会を捉えて養育費や面会交流についてなど、離婚後の子供の養育について取り決めを行うことの大切さを周知啓発しています。また、養育費の不払いに対し保証会社の活用をはじめ、公正証書等作成補助、それ以外にも無料の弁護士相談、公証役場や弁護士事務所への同行支援などの支援策について、現在先行して実施している和歌山市などの自治体の実態を調査しており、実施の準備を進めております。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 もちろんいろんな施策をやろうと思ったら、ちゃんとやっぱり離婚をするときに、それまでの間にもやっぱり知っておくべきこと、やっておかなければならないことというのを、やっぱり知っていただくというのは十分大切だと思います。そこから、いろんな制度が出来上がったときに、実際に活用できるということになっていく。その点では岩出市としても、先にやっぱりこの離婚というか、決意をされたというか相談があったときに、そういった方々に対し、そういうきめ細やかな

対策を打っていく。あと、ちょっと一番最後に言うのは、実際に養育費確保の支援事業で、その公正証書の作成の部分の補助とか、養育費の保証契約促進事業というのは、岩出市としても実施していくという方向で認識でよろしいのでしょうか。その確認だけ最後にさせていただきたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 養育費支援事業につきましては、来年度から進めていくということで現在進めております。

○福山議長 これで、市來利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時25分から再開します。

休憩 (14時09分)

再開 (14時23分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 先ほどの市來議員の3番目の国保税について、子供の均等割軽減の2番目の2点目の市独自で15歳までの均等割5割の軽減を実施した場合、どれだけの財源が必要かの再質問にありました、7歳から15歳までの国民健康保険に加入している就学児童生徒数679人の世帯数ですけれども、その世帯数が458世帯でありましたので報告いたします。